

柳川Trafficニュース

携帯電話やスマホを使用しての運転



厳罰化



令和元年12月1日午前0時から、携帯電話やスマートフォンを使用し「ながら運転」は、罰則や反則金が引き上げられ、違反点数も大きく変わります。

携帯電話等を手に持って通話等しながら運転していると……

携帯電話等を使用しながら運転して、交通事故発生の恐れがあると……

反則金は約3倍の金額で
違反点数も3倍の点数

例えば

普通車

今までの反則金

6,000円

今までの点数

1点

12月1日からは

18,000円

3点

反則切符では処理されず、交通切符(通称「赤切符」)での処理となります。

交通切符処理の場合は、「反則金を納めて終わる。」ことができません。

この場合、裁判手続きとなり、有罪となれば、懲役刑や罰金刑が科せられることとなります。